



GROWTH
TOKYO

2023年2月14日

各 位

会 社 名 ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西岡 孝
(東証グロース・コード1400)
問合せ先 取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電 話 03-6427-8088

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年3月23日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化により、さらなるコーポレートガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役及び監査役会に関する定款の条文の削減等を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2023年3月23日(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2023年3月23日(予定) |

以上

(別紙)

変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> |
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条 ~ 第9条 (条文省略)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条 ~ 第9条 (現行どおり)</p> |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 ~ 第16条 (条文省略)</p> | <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 ~ 第16条 (現行どおり)</p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>3名以上7名以内</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> |
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内を終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を申し述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 ~ 第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれかの高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(削 除)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条 ~ 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役</u>とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、<u>会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第 1 項の規定に</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第29条 ～ 第38条 (条文省略)</u></p> | <p>より、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれかの高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第39条 (条文省略)</u></p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第34条 (現行どおり)</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> | <p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第41条 当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 第42条 ~ 第45条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 第37条 ~ 第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1. ~ 3. (現行どおり)</p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p> |
|---|---|